

改正

平成20年9月30日告示第275号

令和3年6月1日告示第207号

上尾市市民コメント制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生活に大きな影響を及ぼす施策等の立案について、市民の誰もが意見を述べることができる機会を保障し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画の促進を図るため、市民コメント制度を設け、もって公正で民主的な開かれた市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民コメント制度」とは、市の施策等立案の過程において、その立案に係る施策等の趣旨、内容等を広く公表し、これらについて提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいい、市の施策等立案に対する市民の賛否を問う手続は含まないものとする。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

3 この要綱において「市民」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市内に固定資産を有する者
- (6) 市民コメント制度に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 市民コメント制度の対象は、次に掲げる施策等とする。

- (1) 市の総合的な構想、計画等及び市行政の各分野における基本的な構想、計画等の策定又は改定で迅速性又は緊急性を要するもの、軽微なもの、裁量の余地のないもの及び法令に意見聴取等の手続が定められている以外のもの

(2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する内容を含む条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(3) その他実施機関が特に必要と認めるもの

(施策案の公表)

第4条 実施機関は、施策等の策定に当たっては、適切な時期に当該施策等の案（以下「施策案」という。）を公表するものとする。この場合においては、次に掲げる関係資料を併せて公表するものとする。

(1) 施策案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 施策案を立案するに当たって整理した考え方及び論点

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民が施策案を理解するために必要な資料

(施策案の公表方法)

第5条 実施機関は、施策案、施策案の概要その他関連資料を当該施策案の所管課、支所（上尾市役所支所、出張所設置条例（昭和30年上尾市条例第3号）別表に掲げる支所をいう。）、出張所（同表に掲げる出張所をいう。）、公民館（上尾市立公民館条例（昭和60年上尾市条例第8号）別表第1に掲げる公民館をいう。）及び情報公開コーナー（第7条第4項においてこれらを「施策案の所管課等」という。）に備え付けるとともに、市のホームページに掲載するものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民からの意見の提出の利便を図るため、意見の提出期間及び提出方法を、施策案を公表する際に明示するものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、意見の提出期間及び提出方法について、市の広報誌への掲載その他の適切な方法により、市民への周知に努めるものとする。

3 意見の提出期間は、市民が意見を提出するために必要な時間を考慮し、原則として1か月以上とするよう努めるものとする。

4 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が適当と認める方法とする。

5 市民が意見を提出する場合には、住所、氏名及び連絡先を記載するものとする。

(意見の処理)

第7条 実施機関は、市民から提出された意見を十分に検討の上、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、市民から提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方を公表するものとし、

提出された意見を検討した結果、施策案を修正した場合は、併せて修正した内容及びその理由を公表するものとする。

3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

4 前項において準用する第5条の規定により、市民から提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方を施策案の所管課等に備え付け、市のホームページに掲載する期間は、1か月とする。

(一覧表の作成)

第8条 市長は、この要綱による手続を行っている案件の一覧を作成の上、市のホームページに掲載し、かつ、情報公開コーナーに備え付けて、公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、公表日、意見の提出期間、施策案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第275号）

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（令和3年6月1日告示第207号）

この告示は、公布の日から施行する。